

Q

孫が結婚をすることになりました。
しかし「資金がないから、挙式はせず
写真のみ撮影しようかな……」と言っています。
そこで、私の貯金を結婚・子育て資金として
贈与することはできますか？



A

結婚・子育て資金として1,000万円まで非課税で一括贈与することが可能です。
そのうち300万円までを結婚資金として活用できます。

平成27年4月に『結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置』が創設されました。この制度は、直系尊属（両親や祖父母など）からの資金贈与を非課税とし、子や孫の結婚・出産・子育てを支援することを目的としています。非課税限度額は1,000万円までで、そのうち300万円までを結婚資金に充てられます。結婚資金の非課税対象となるのは、会場費や衣装代、飲食代など挙式や披露宴に直接関係する費用です。交通費や新婚旅行代、結婚指輪代などは対象外となります。また、出産・子育て資金は妊婦検診や出産費用、保育園などへの入園料や保育料などが対象です。非課税とするためには、贈与を受けた受贈者が金融機関と『結婚・子育て資金管理契約』を締結し、専用口座に金銭を預入する必要があります。そして、『結婚・子育て資金非課税申告書』を金融機関に提出します。実際に受贈者が結婚・出産・子育て費用を支払った後は、支払日の翌年の3月15日までに領収書などを金融機関に提出する必要があります。領収書には『①支払年月日、②金額、③支払内容（非課税対象となるもの）、④支払者、⑤支払先の名称と住所』が明記されていることが重要です。なお、この制度の適用期間は、平成31年3月31日までに行われた贈与が対象です。

非課税対象や贈与についてご不明点があれば、
お気軽にご相談ください。



税理士・社会保険労務士

相続・事業承継対策の準備は万全ですか。

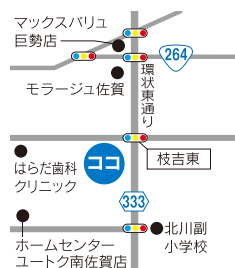
税理士・社労士の有資格者15名を含め約145名のスタッフが専門家としてのサービスの提供に努めており、事業承継・相続税等につきましては、専門の税理士が担当しております。お気軽にご相談ください。

税理士法人 諸井会計
(九州北部税理士会所属)

代表社員 諸井 政司

佐賀市木原二丁目6番5号
AM8:30~PM5:30
休/土・日・祝日
<http://www.moroi.co.jp>

☎0952-23-5106



- | | |
|---------|--------|
| 社員税理士 | 諸井 政司 |
| 社員税理士 | 松村 健一 |
| 社員税理士 | 古川 雅章 |
| 社員税理士 | 井原 祐子 |
| 税理士 | 加來 恭介 |
| 税理士 | 宮本 加奈子 |
| 税理士 | 佐竹 佑樹 |
| 社会保険労務士 | 田島 知之 |
| 社会保険労務士 | 池上 直子 |
| 社会保険労務士 | 土井 伸子 |
| 他 顧問税理士 | 5名 |